

憲法が禁止する「検閲」にあたる市の「講師選定指針」は廃止すべき!

今年2月の「暮らしフェスタ」での講演内容を、自民党市議が一方的に批判する質問を3月議会で行い、市は「講演会や学習会等(市の主催、共催等)における講師選定指針」をつくりました。その内容は「事前にプロフィールやこれまでの講演内容などを客観的に調査し、加えて本人からの説明を求めるなどし、公正性や中立性が認められる者とする」というものでした。日本共産党は「集会・結社・表現の自由」を保障する憲法第21条が2項で禁止する「検閲」にあたるのではないかと、公正性や中立性はどのような基準

で、だれが判断するのか、法律の専門家の意見を聞いたのか、などを質問。市は「指針が無かったのでつくった。一般的なもので検閲にはあたらない」「専門家の意見は聞いていない」などと答弁しました。日本共産党は『指針』は憲法が禁止する『検閲』にあたるもので廃止すべき」と要求しました。



国保料 値上げは回避できた

日本共産党は、昨年度決算の審議の中で、立川市は国保料を総額9500万円値上げしました。平均の保険料は10万430円で、多摩地域で3番目の高さになり、市民からの苦情や問い合わせが1022件も寄せられたことを明らかにしました。立川市の法定外繰り入れは、多摩26市の中で24位と低く、立川市より財政力の弱い自治体が値上げせずに努力していること、決算も黒字で繰り入れが十分可能で、国保料の値上げは回避できたと指摘し、今後の値上げを行わないように求めました。また、多子世帯の減免を求めましたが、市は独自に実施する考えはないと答えました。



これが「行革」か?

清水市長が「実績が評価された」と述べた「行財政改革」について、日本共産党は多摩地域で一番高い国保料をはじめ、55項目、約28億円もの負担を市民に押し付けたことを指摘し、「値上げや市民サービスの切り下げではないか」と見解を求めました。これに対して、市長は聞いたことには答えず、「行財政改革の手綱を緩めることなく、市政に取り組む」などと答弁しました。

市長が「職員を250人削減」と宣伝する問題について、日本共産党はメンタルのため療養期間が1ヵ月を超える人が20人前後となり、全職員に占める割合が2%を超え、他市の倍以上となっている実態を明らかにし、病気療養者が相次いでいることを追及しました。大霜副市長は「倍近いというのはおっしゃる通り」と認める一方で、「休職の理由

職員の長期療養は他市の2倍 放置せず生き生きと働ける職場を!

は一概に仕事の繁忙とは思っていない」と答弁しましたが、人事課長は「安全衛生委員会の産業医の意見として、人員体制に余裕がなくなってきたというのも原因の一つ」と、指摘があることを認めました。日本共産党は、こういう実態を放置せず、生き生きと働ける職場づくりを求めました。



日本共産党 市議団ニュース

2019年 11月

〒190-8666 立川市泉町1156-9
電話/FAX 042(523)2661

ホームページ <http://yuiuidori.net/jcptachikawa/>
E-mail: jcptachikawa@gmail.com

お気軽にご相談下さい!

詳しくは立川市議会の動画をご覧ください。→



永元すま子
080-9803-1900
若葉町3-39-6



浅川修一
042-522-8606
柴崎町1-18-25



上條彰一
090-8463-0297
栄町4-45-35



若木さなえ
042-560-9557
西砂町6-55-7



中町さとし
090-4541-3521
羽衣町2-29-11

このニュースは、日本共産党市議団が9月議会で行った質問等をまとめたものです。なお、政務活動費を使って発行しています。